

# 平成28年度第6回庁議 会議録

[日 時] 平成28年8月22日（月）9時～9時33分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与及び各部局長  
議会事務局議事課副課長代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について (企画部、総務部)

3 協議事項

4 連絡事項

(1) 「自転車のまちの復活」を目指した庁内検討委員会の再開について (環境部)

1 市長あいさつ

毎日暑い日が続いているが、各自リフレッシュいただくなど、体調管理にはくれぐれも留意願いたい。

昨日「育ボス」の研修もあり、推進していくので、意識改革をお願いしたい。

まちづくり校区懇談会は、昨晚の若宮校区で8校区目が終了したが、まだ半分近く残っており、最後まで対応をよろしくをお願いしたい。

また、9月議会に向けた準備にも万全を期すようお願いしたい。

2 議 事

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について (企画部、総務部)

市長	それでは議事に入る。 「市議会定例会提出議案」について、議案に沿って、企画部、次に福祉部と、順番に説明をお願いします。 先の6月議会に係る庁議の際にも申したが、明日の「部課長会」
----	---

企画部長

での説明と重複するので、簡潔に、要点のみを説明するようお願いする。

また、会派説明を行った企画部及び総務部には、議案の説明後、会派説明報告もお願いする。

報告4件、認定1件、一般議案1件、予算議案2件について説明する。

議案書の1ページから3ページ、報告第23号「平成27年度新居浜市継続費精算報告」については、一般会計において、継続費を設定して事業を進めていた「総合文化施設建設事業」、「都市計画策定費」及び「消防救急無線デジタル化整備事業」について、事業の完了に伴い、所定の継続費の精算報告を行うものである。

4ページから6ページ、報告第24号「平成27年度新居浜市継続費精算報告」については、公共下水道事業特別会計において、継続費を設定して事業を進めていた「終末処理場改築事業」及び「雨水ポンプ場改築事業」について、事業の完了に伴い、所定の継続費の精算報告を行うものである。

7ページ、8ページ、報告第25号「健全化判断比率の報告」については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、実質赤字比率等4項目の平成27年度決算に基づく健全化判断比率について、議会に報告するものである。

9ページ、10ページ、報告第26号「資金不足比率の報告」については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、水道事業等6公営企業の平成27年度決算に基づく資金不足比率について議会に報告するものである。

23ページ、24ページ、認定第2号「決算の認定」については、平成27年度新居浜市一般会計歳入歳出決算及び平成27年度新居浜市貯木場事業特別会計歳入歳出決算ほか8特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものである。

25ページから27ページ、議案第66号「市有財産の売却」については、東予港東港地区工業用地について、竣功認可等所要手続きが完了したことから、42,826平方メートルの用地を、住友化学株式会社へ8億4千万円で売却するため、議会の議決を求めるものである。

次に、議案第70号「平成28年度新居浜市一般会計補正予算

(第3号)」については、一般下水路整備事業等の単独事業のほか、介護ロボット導入支援事業費等の施策費について予算措置するもので、一般会計については今回の補正は、2億270万1千円の追加である。

議案第71号「平成28年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」については、平成27年度事業の清算に伴う償還金及び基金積立金のほか、介護保険システム改修事業費等について予算措置するもので、今回の補正は、2億1,456万5千円の追加である。

補正内容については、会派説明資料のとおりである。

引き続き、9月補正予算(案)の会派説明の結果を報告する。

まず、保育所ICT化等推進事業費では、システム導入の費用内訳はどうなっているのか。システム導入によって負担の軽減が図られたかをどのように検証するのか。公立へのシステム導入の考えはないのか。

介護ロボット導入支援事業費では、見守り介護ロボットとはどういうものか。今後の導入支援の予定はあるのか。

障がい者支援施設整備資金貸付事業費では、ふるさと融資の仕組みはどのようになっているのか。

一般下水路整備事業、農道等維持管理事業、市単独土地改良事業、いわゆる「粋配事業」では、補正ではなく当初予算から計上するべきではないか。

生産流通体制整備事業費では、法人は何社あるのか。今回はその内の1社のみだったということか。

学校教育の充実の中の情報教育推進校調査研究事業費では、教職員のICTスキルはどういう状況か。何年生から利用しようとしているのか。先生側・生徒側でどう取り組もうとしているのか。

不登校児童生徒支援モデル事業費では、これまでの取り組みから新たにどのように充実を図ろうとしているのか。この事業でどれだけの効果を見込んでいるのか。

認知症高齢者地域支え合い事業費では、具体的にどういう取組を行おうとするのか。今までとの違いは何か。また、他市の状況も調査して認知症高齢者に対する総合的な取組をしてもらいたい。

といった質問、意見があった。

<p>福祉部長</p>	<p>報告2件について説明する。</p> <p>議案書の11ページから14ページ、報告第27号及び報告第28号については、いずれも「放棄した債権の報告」についてである。</p> <p>報告第27号では、老人短期保護費納付金の未収金において、回収不能となり時効期間が満了した債務者1人、26,240円について、また、報告第28号では、診療報酬返還金の未収金のうち、回収不能となり時効期間が満了した債務者115人、263万2,065円について、それぞれ新居浜市債権管理条例第19条第1項第1号の要件に該当するため、平成28年8月19日付で債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により市議会に報告するものである。</p>
<p>環境部長</p>	<p>報告第29号「放棄した債権の報告」について説明する。</p> <p>議案書の15、16ページ、「水洗便所改造資金融資返還金」の債権については、公共下水道に接続するための水洗便所改造に要する工事費用の一部を、申請者が金融機関から借り入れ、その返済にかかる利子を市が負担する制度において、自己破産により免責決定を受け、返済義務が消滅し、自主的な返納も見込まれず回収不能となった2人、合計266,633円について、債権放棄を行い、報告するものである。</p>
<p>教育委員会事務局長</p>	<p>報告1件、条例議案1件について説明する。</p> <p>議案書の17ページ、18ページ、報告第30号「放棄した債権の報告」については、入学準備金貸付基金貸付金債権の未収金のうち、回収不能であり、時効期間の満了した債務者2人、合計70,000円について、新居浜市債権管理条例第19条第1項第1号の要件に該当するため、平成28年8月19日付で債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により報告するものである。</p> <p>次に、議案書の29ページ、議案第68号「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」についてである。</p> <p>本条例は、市内16校区で実施している放課後児童クラブの運営基準等を定めている「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正しようとするもの</p>

<p>水道局長</p>	<p>で、学校教育法の一部が改正され、現行の小中学校に加え、新たな学校の種類として、小学校から中学校まで義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が創設されたことに伴う所要の条文整備を行うものである。</p> <p>なお、本条例は、公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>報告第31号及び認定第1号について説明する。</p> <p>19ページ、水道料金の未収分については、給水停止予告や訪問による集金など徴収に努めたが、債務者死亡や居所不明、生活困窮などから納付に至らないまま消滅時効期間が経過しており、これ以上請求しても時効の援用をされる見込みがあることから、債権管理条例の規定に基づき債権放棄を行い、議会へ報告するものである。</p> <p>次に、21ページ、決算の認定については、平成27年度水道事業会計決算及び工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。</p>
<p>総務部長</p>	<p>一般議案1件、条例議案1件及び追加予定の一般議案1件について説明する。</p> <p>議案書の28ページ、議案第67号「工事請負契約の変更」については、「角野船木線橋梁上部工事」の請負契約の変更で、平成27年12月の第6回市議会定例会での議決により締結した同契約について、工事請負契約約款第25条第6項の規定、いわゆるインフレスライド条項に基づき契約の相手方から請負代金額の変更に係る請求があり、相手方と協議を行った結果、契約金額に変更が生じたことから、契約金額について、「2億2,248万円」となっていたものを「2億2,846万円」に変更するため、本案を提出するものである。</p> <p>議案書の30ページから35ページ、議案第69号「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定」については、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を追加するとともに、所要の条文整備を行うため、本案を提出するものである。</p> <p>また、追加議案として、治良丸南団地1号棟新築建築工事の請</p>

	<p>負契約を締結するための「工事請負契約」について提出する予定となっている。</p> <p>次に、会派説明の結果について報告する。</p> <p>今回債権放棄をする5種類の私債権のうち、水道料金の放棄については、件数が多いが、どういう状況なのか。</p> <p>今後の債権放棄の見通しはどうか。水道局としてどういう対応をしていくのか。</p> <p>水道局は、この債権放棄の対象となった分について、すべて給水停止の対応をしているのか。</p> <p>今回、約2千万円の債権放棄をするが、あとどのくらい債権は残っているのか。</p> <p>水洗便所改造資金融資返還金は、全て保証人を取っているのか。</p> <p>水道料金の徴収はいつからどこに委託し、徴収実績は委託前と委託後はどうなっているのか。</p> <p>診療報酬返還とは、どのような債権か。</p> <p>強制徴収債権と非強制徴収債権の線引きは、どこで決まるのか。</p> <p>といった質問が出された。</p>
--	--

3 協議事項

なし

4 連絡事項

(1) 「自転車のまちの復活」を目指した庁内検討委員会の再開について（環境部）

環境部長	<p>環境部から、「自転車のまちの復活」を目指した庁内検討委員会の再開について連絡させていただく。</p> <p>市長公約の一つである「自転車のまちの復活」については、「日常生活の足」として、自転車の利用を促進することを目的に、平成25年度に環境保全課が庶務担当課となり「自転車のまちづくり推進庁内検討委員会」を組織し、自転車のまち復活のための課題や、庁内関係各課が取り組みとして考えられる施策（案）等について検討を行い、平成26年度にとりまとめを行っている。</p>
------	--

市長	<p>しかしながら、検討結果については、市民が自転車の利用を促進してもらえるような計画として、公表するところまでは至っていないことから、今年度より庁内検討委員会を再開し、「自転車のまち復活」に向けた基本方針や、取り組むべき具体的施策等を検討し、自転車利用促進の実施計画として取りまとめを行い、公表・周知し、利用促進につなげたいと考えている。</p> <p>については、庁内検討委員会の関係部・課においては、これから協議・検討をお願いすることになるので、ご協力をお願いしたい。</p> <p>他になければ、これで第6回庁議を終わる。</p>
----	---